

毎月勤労統計調査の説明

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計であって、雇用・給与及び労働時間について毎月の和歌山県における変動を明らかにすることを目的としています。

2 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類の鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（ただし、外国公務を除く）において、常時5人以上の常用労働者を雇用する事業所の中から厚生労働大臣が指定する約540事業所について調査を行ったものです。

3 調査事項の定義

（1）現金給与額

「現金給与額」とは、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の総額のことです。

① 「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計額のことです。

② 「きまって支給する給与」とは、労働協約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことで「超過労働給与」を含みます。

③ 「所定内給与」とは、「きまって支給する給与」から「超過労働給与」を除いたものです。

④ 「超過労働給与」とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことで、時間外手当、早朝出勤手当、深夜手当等があります。

⑤ 「特別に支払われた給与」とは、調査期間中に一時的または突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則等によらないで労働者に現実に支払われた給与や、あらかじめ支給条件や算定方法が定められていても、その給与の算定が3ヶ月を超える期間ごとに行われるものをいいます。また、夏季・年末賞与等のようにあらかじめ支給条件は決められているが、その額の算定方法が決定されていないものや、結婚手当等の支給条件、支給額が労働協約等によってあらかじめ確定していても、非常にまれに支給されたり支給事由の発生が不確定なものも含めます。

（2）実労働時間

「実労働時間」とは、調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことです。

休憩時間は給与が支給されると否とにかかわらず除かれます。運輸関係労働者の手待時間は含めます。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めません。

- ① 「総実労働時間」とは「所定内労働時間」と「所定外労働時間」との合計のことです。
- ② 「所定内労働時間」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間のことです。
- ③ 「所定外労働時間」とは、「所定内労働時間」以外の早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間のことです。

(3) 出勤日数

「出勤日数」とは、調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことです。有給でも事業所に出勤しない日は出勤日とはならないが、午前零時より午後12時までの間に1時間でも就業すれば出勤日となります。

(4) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者のことです。

- ① 期間を決めずに、または1カ月を超える期間を決めて雇われている者。
- ② 日々または1カ月以内の期間を限って雇われている者のうち、前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇われた者。
- ③ 重役、理事等のうち、常時勤務して毎月給与を受けている者。
- ④ 事業主の家族でその事業所で雇っている他の労働者と同様に、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。

(5) パートタイム労働者

「パートタイム労働者」とは、「常用労働者」のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者、または1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者のことです。

4 結果の算定の方法

事業所からの毎月の報告を集計して、産業・労働者の種類及び性別に労働者1人平均月間現金給与額、出勤日数及び実労働時間数を5人以上の常用労働者を雇用する全事業所に対応するよう推計したものです。

産業及び事業所規模別実労働者数、現金給与額、出勤日数及び実労働時間数の調査延べ数に、それぞれの推計比率（前月末推計労働者数÷前月末調査労働者数）を乗じて産業及び事業所規模別推計値を算出し、これらを合計した産業計及び事業所規模計の推計値を前月末及び本月末推計労働者数の平均で割り、月間の1人平均現金給与額、出勤日数及び実労働時間数を算出します。

5 各種指数の算定方法

$$(1) \text{ 名目賃金指数} = \frac{\text{当月（年）の賃金額} \times 100}{\text{基準年（平成17年）平均賃金額}}$$

$$(2) \text{ 実質賃金指数} = \frac{\text{当月（年）の名目賃金指数} \times 100}{\text{当月（年）の和歌山市の持家の帰属家賃を除く消費者物価指数}}$$

$$(3) \text{ 常用雇用指数} = \frac{\text{当月（年）の推計労働者数} \times 100}{\text{基準年（平成17年）平均推計労働者数}}$$

$$(4) \text{ 労働時間指数} = \frac{\text{当月（年）の推計労働時間数} \times 100}{\text{基準年（平成17年）平均推計労働時間数}}$$

$$(5) \text{ 入職(離職)率} = \frac{\text{当月の推計労働者増加(減少)数} \times 100}{\text{前月末推計労働者数}}$$

※入職(離職)率の年平均は1月から12月分の単純平均とする。

付 記

基準時更新・・・原則として5年ごと（西暦年の末尾が0又は5の付く年）に更新される（平成23年の基準年は平成17年）。

基準数値・・・・基準年における当該調査の実数の年平均値で、単純平均（1月から12月までの各月の調査結果を合計して12で割る。）で求める。ただし、抽出替えによって基準年がギャップ修正期間に含まれる場合には当該調査結果の実数をギャップ修正した数値を用いる。

抽出替え・・・・総務省統計局の事業所・企業統計調査事業所名簿を母集団とし、これを産業・事業所規模別に区分して、この区分ごとに標本理論に基づき算定された抽出率を基に無作為に抽出し、事業所規模30人以上の事業所では2から3年ごとに（近年では平成19年と平成21年の1月）、調査事業所の入れ替えを行う。

ギャップ修正・・・抽出替えを実施した月（近年では平成21年1月）の調査結果には、抽出替えを行う前の事業所を対象としたものと抽出替え後の事業所から得られたものとがあり、両調査結果には標本誤差等により通常若干の差異が生じる。過去の結果等と比較するため指数を作成しているが、時系列連続性をもたせるために、このギャップの割合を過去に遡り按分し、指数を修正する。ただし、実数値については修正をしていないので対前年比等の時系列比較の際は注意を要する。